

認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用に関する理由書

被保険者番号			被保険者氏名									
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女						
住所	TEL () -											
認定有効期間	年		月	日	～	年		月	日			
要介護度	要介護度状態区分 1・2・3・4・5											
施設等申込状況	<input type="checkbox"/> 入所申込みしている。 施設名：						<input type="checkbox"/> どこにも入所申込みしていない。 理由：					
短期入所施設名												
短期入所サービスの利用実績	有効期間の半数を超える月						提出月末までの累積利用日数					
	年		月				日					
認定有効期間中の短期入所サービスの今後の利用計画												
利用月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
利用日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
利用月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
利用日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
認定有効期間の半数を超えた利用を必要とする理由 1 利用者が認知症である等、介護者が高齢や疾病等により在宅介護が困難なため。 2 同居家族があるが、何らかの事情で在宅生活の継続が困難なため。 3 単身者で介護者不在であり、介護サービス等を活用しても在宅生活は困難なため。 4 その他 []												
海陽町長 様 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 居宅介護支援事業所所在地 提出者 居宅介護支援事業所名 介護支援専門員												

- 添付書類 居宅サービス計画書1・2表（利用者の同意があるもの）
サービス担当者会議の記録
半数を超える月と翌月の利用票・利用票別表（利用者の同意があるもの）

認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用の取扱いについて

介護支援専門員が居宅サービス計画に短期入所生活介護または短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）を位置付ける際には、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」により、短期入所サービスを利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないと規定されています。

しかし、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）」により、利用者の心身の状況等に照らし短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを計画に位置付けることも可能とされています。

以上のことから、居宅サービス計画に短期入所サービスを認定有効期間の半数を超える利用を位置付けた場合には、短期入所サービスの適切な利用を確保するため、超える見込みがある月の前月末までに、「認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用に関する理由書」に関係書類を添えて、海陽町に提出してください。

1. 想定される特に必要と認められる理由

- 1) 利用者が認知症である等、介護者が高齢や疾病等により在宅介護が困難なため。
- 2) 同居家族があるが、何らかの事情で在宅生活の継続が困難なため。
- 3) 単身者で介護者不在であり、介護サービス等を活用しても在宅生活は困難なため。

2. 提出書類

- 1) 認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用に関する理由書
- 2) 居宅サービス計画書1・2表（利用者の同意があるもの）
- 3) サービス担当者会議の記録
- 4) 半数を超える月と翌月の利用票・利用票別表（利用者の同意があるもの）

3. 留意事項

- 1) あくまで例外的な取り扱いとなるため、理由書提出後も、複数の介護保険施設等へ入所申込みを行うなど、早期解消に努めてください。
- 2) 利用者や家族に対しても、本来は短期入所サービスを認定有効期間の半数を超える利用はできないことを説明し、理解を得るようにしてください。
- 3) 次回の認定有効期間内においても、半数を超える見込みとなった場合は、再度提出が必要となります。
- 4) 全額自己負担で短期入所サービスを利用した場合は、理由書対象の利用日数には含みません。
- 5) 退所の翌日入所した場合は、連続して入所しているものとして扱います。